

よくあるお問い合わせ（従業員の方向け）

1. ログイン・操作方法

Q1. ログイン ID やパスワードを忘れてしまいました。

A. ログイン ID はメールアドレスです。パスワードをお忘れの場合はお手数ですが、ログイン画面から再設定してください。なおパスワードは来年以降も同じものを使用します。スクリーンショットやメモ等で記録をお願いいたします。

Q2. 入力方法が分かりません。

A. 画面の案内に従って、必要事項を入力してください。PC 版は右下にある「記入方法」、アプリ版は各種申告書入力画面の右下にある紫色の電球マークから入力方法が確認できます。

2. 申告書入力、必要書類について

Q3. 生命保険料控除証明書や地震保険料控除証明書は、どうやって提出すればいいですか？

A. システム上で、証明書に記載されている内容を入力し、証明書の写真をアップロードすることで提出できます。証明書の原本は会社にご提出ください。

Q4. スマートフォンで保険料控除証明書の写真を撮る際の注意点はありますか？

A.

- 全体を写す：書類全体が枠内に収まるように撮影してください。
- 鮮明に写す：文字や数字がはっきりと読めるように、ピントを合わせて撮影してください。
- 明るく撮る：影が入らないよう、明るい場所で撮影してください。

Q5. 扶養控除等申告書は、家族の分も入力する必要がありますか？

A. はい、扶養控除の対象となる配偶者や扶養家族がいる場合は、その方の情報も忘れずに入力してください。

Q6. マイナンバーの入力は必要ですか？

A. 昨年年末調整をされた方についてはマイナンバーの入力は必要ありません。

ただし、今年入社された方等についてはマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードもしくはメモ書きでも可）の写真をアップロードしてください。マイナンバーを会社に提

出済みの方は、その旨を書いたメモを写真に撮り、アップロードしてください。

Q7. 申告するものがない場合、未登録のままでいいですか？

A. 申告する内容がない場合でも、全ての項目について入力してください。

- ・扶養控除等申告書：全ての項目について一番下の確認ボタンを押してください。
- ・基礎控除/配偶者控除/所得金額調整控除：ご自身の給与収入の見積額を入力し、全ての項目について一番下の確認ボタンを押してください。
- ・保険料控除申告書：「保険料の支払いがない」を選択してください。
- ・住宅借入金等特別控除申告書：登録有無「ない（該当しない）」を選択してください。
- ・前職給与入力：「該当しない」を選択してください。

3. 提出後の確認

Q8. 入力した内容を後から修正したいのですが、どうすればいいですか？

A. 提出期限内であれば、再度ログインして修正・再提出が可能です。ただし、一度提出して「既に受付が行われています」という表示が出る場合、ご自身での修正はできません。その場合は、経理担当者の方へご連絡ください。

Q9. 入力、提出完了したかどうか、どうやって確認できますか？

A. 全ての項目について、「登録済」または「申告なし」の表示があれば入力および提出が完了しています。入力内容はPDFでダウンロードできますので、必要に応じてご自身で保管してください。

4. 申告内容について

Q10. 年の途中で家族が増減した場合、年末調整で扶養に入れられますか？

A. 扶養控除の対象となるかどうかは、その年の12月31日時点の状況で判断されます。年の途中で子どもが生まれた場合や、親を扶養に含めることになった場合は、12月31日時点で扶養親族となるため、控除対象となります。

Q11. 年金収入のある親を扶養に入れたい場合、所得制限はありますか？

A. はい、親御さんの年金収入額によって、扶養控除の対象となるかどうかの所得制限があります。親御さんの「合計所得金額」が48万円以下なら扶養に入れることができます。

65歳未満の親：年金収入が108万円以下

65歳以上の親：年金収入が158万円以下